

企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案要綱

第一 目的（第一条関係）

この法律は、事業主について企業組織の再編が行われる場合において、当該事業主に雇用される労働者の保護を図るため、当該労働者の解雇の制限、労働契約の承継、労働条件の不利益な変更の制限等必要な措置を定め、もって労働者の雇用の安定に資することを目的とするものとする。

第二 定義（第二条関係）

この法律において「企業組織の再編」とは、事業主の合併、分割（商法第二編第四章第六節ノ三及び有限会社法第六章の規定による新設分割又は吸収分割をいう。以下同じ。）、営業又は事業の譲渡又は譲受け（以下「営業の譲渡等」という。）その他政令で定めるものをいうものとする。

第三 企業組織の再編における労働者の雇用の安定に必要な措置等

一 企業組織の再編を理由とする解雇の制限等（第三条及び第四条関係）

1 事業主は、企業組織の再編が行われること又は行われたことを理由として、その雇用する労働者を解雇することができないものとする。

2 他の事業主と合併をすることとなる事業主、分割をすることとなる事業主又は他の事業主に営業若しくは事業の譲渡をすることとなる事業主は、当該合併後存続し、若しくは当該合併により設立されることとなる事業主、当該分割により設立され、若しくは営業を承継することとなる事業主又は当該営業若しくは事業の譲受けをすることとなる事業主の経営上の負担をあらかじめ軽減することを目的として、その雇用する労働者を解雇することができないものとする。

二 労働契約の承継等

1 合併が行われた場合の労働契約の承継等（第五条関係）

合併があつたときは、合併存続事業主は、当該合併の時に合併消滅事業主が雇用する労働者に係る労働契約を承継するものとする。この場合において、当該労働者は、合併が行われたことを理由として、当該合併存続事業主との労働契約を解除することができるものとする。

事業主は、合併をするときは、合併の契約が締結された日以後遅滞なく、その雇用する労働者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならないものとする。

イ 合併存続事業主の名称及び住所

ロ 合併をする時期

ハ その他労働省令で定める事項

2 分割が行われた場合の労働契約の承継等（第六条関係）

分割があつたときは、分割設立事業主等は、当該分割の時に分割事業主が雇用する労働者であつて、分割計画書又は分割契約書に当該労働者に係る労働契約が承継される旨の記載があるものに係る労働契約を承継するものとする。

事業主は、分割をするときは、分割計画書又は分割契約書が作成された日以後遅滞なく、その雇用する労働者であつて分割設立事業主等に承継される営業に従事するものに対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならないものとする。

イ 分割設立事業主等の名称及び住所

ロ 分割をする時期

ハ 当該分割が分割事業主の営業の一部を承継させるものである場合にあつては、分割設立事業主等が当該労働者に係る労働契約を承継する旨の分割計画書又は分割契約書中の記載の有無

ニ 当該分割が分割事業主の営業の一部を承継させるものである場合にあつては、労働契約が承継されること又は承継されないことについて分割事業主に対し異議を申し出ることができる旨及びその期限日

ホ その他労働省令で定める事項

営業の全部を承継させる分割があつたときは、分割設立事業主等は、商法第三百七十四条ノ十第一項等の規定にかかわらず、当該分割の時に分割事業主が雇用する労働者に係る労働契約を承継するものとする。この場合において、当該労働者は、分割が行われたことを理由として、当該分割設立事業主等との労働契約を解除することができるものとする。

分割事業主が営業の一部を承継させる分割をするときは、
の労働者は、
の通知がされた日から期限日（労働省令で定める期間内において分割事業主が定める日をいい、
の通知がされた日との間に少なくとも二十日間を置かなければならない。）までの間に、当該分割事業主に対し、労働契約が分割設立事業主等に承継されることについて書面により異議を申し出ることができるものとし、当該申出があつたときは、当該分割設立事業主等は当該労働者に係る労働契約を承継しないも

のとする事。

分割事業主が営業の一部を承継させる分割をするときは、（の労働者）（の労働者を除く。）は、の通知がされた日から（の期限日までの間に、当該分割事業主に対し、労働契約が分割設立事業主等に承継されないことについて書面により異議を申し出ることができるものとし、当該申出があったときは、当該分割設立事業主等は当該労働者に係る労働契約を承継するものとする事。

分割事業主又は分割設立事業主等は、労働者が（又は（により異議を申し出たことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとする事。

3 営業の譲渡等が行われた場合の労働契約の承継等（第七条関係）

営業の譲渡等があったときは、営業譲受事業主は、当該営業の譲渡等の時に営業譲渡事業主が雇用する労働者（当該営業の譲渡等に係る営業又は事業に従事する労働者に限る。）であつて当該営業の譲渡等の契約で当該労働者に係る労働契約が承継される旨が定められたものに係る労働契約を承継するものとする事。

事業主は、他の事業主に営業又は事業の譲渡をするときは、当該譲渡の契約が締結された日以後遅滞なく、その雇用する労働者であつて当該譲渡に係る営業又は事業に従事するものに対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならないものとする事。

イ 営業譲受事業主の氏名又は名称及び住所

ロ 営業又は事業の譲渡をする時期

ハ 当該譲渡が営業譲渡事業主の営業又は事業の一部を譲渡するものである場合にあつては、営業譲受事業主が当該労働者に係る労働契約を承継する旨の当該譲渡の契約における定めの有無

ニ 当該譲渡が営業譲渡事業主の営業又は事業の一部を譲渡するものである場合にあつては、労働契約が承継されること又は承継されないことについて営業譲渡事業主に対し異議を申し出ることができる旨及びその期限日

ホ その他労働省令で定める事項

営業又は事業の全部の譲渡があつたときは、営業譲受事業主は、（にかかわらず、当該譲渡の時に営業譲渡事業主が雇用する労働者に係る労働契約を承継するものとする事。この場合において、当該労働者は、営業の譲渡等が行われたことを理由として、当該営業譲受事業主との労働契約を解

除することができるものとする。

営業譲渡事業主が営業又は事業の一部の譲渡をするときは、
の労働者は、
の通知がされた日から期限日（労働省令で定める期間内において営業譲渡事業主が定める日をいい、
の通知がされた日との間に少なくとも三十日間を置かなければならない。）までの間に、当該営業譲渡事業主に対し、当該労働者に係る労働契約が営業譲受事業主に承継されることについて書面により異議を申し出ることができるものとし、当該申出があったときは、当該営業譲受事業主は当該労働者に係る労働契約を承継しないものとする。

7

営業譲渡事業主が営業又は事業の一部の譲渡をするときは、
の労働者）
の労働者を除く。）
は、
の通知がされた日から
の期限日までの間に、当該営業譲渡事業主に対し、当該労働者に係る労働契約が営業譲受事業主に承継されないことについて書面により異議を申し出ることができるものとし、当該申出があったときは、当該営業譲受事業主は当該労働者に係る労働契約を承継するものとする。

営業譲渡事業主又は営業譲受事業主は、労働者が
又は
により異議を申し出たことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとする。

- 4 労働条件の不利益変更の制限（第八条関係）
合併存続事業主、分割設立事業主等及び営業譲受事業主は、合併、分割又は営業の譲渡等が行われた後一年間は、二により労働契約が承継された労働者の労働条件を不利益に変更することのないようにしなければならないものとする。

三 労働協約の承継等

- 1 合併が行われた場合の労働協約の承継（第九条関係）
合併存続事業主は、合併消滅事業主と労働組合との間で合併の時に締結されていた労働協約を承継するものとする。

8

- 2 分割が行われた場合の労働協約の承継等（第十条関係）
分割事業主は、分割計画書又は分割契約書に、当該分割事業主と労働組合との間で締結されている労働協約のうち分割設立事業主等が承継する部分を記載することができるものとする。
分割事業主と労働組合との間で締結されている労働協約に、労働組合法第十六条の基準以外の部

分が定められている場合において、その全部又は一部について当該分割事業主と当該労働組合との間で分割計画書又は分割契約書の記載に従い当該分割設立事業主等に承継させる旨の合意があったときは、当該分割設立事業主等は、当該分割の時に、分割計画書又は分割契約書の記載に従い、当該合意に係る部分を承継するものとする。

に定めるもののほか、分割事業主と労働組合との間で締結されている労働協約については、当該労働組合の組合員である労働者と当該分割事業主との間で締結されている労働協約が分割設立事業主等に承継されるときは、当該分割の時に、当該分割設立事業主等と当該労働組合との間で当該労働協約（の合意に係る部分を除く。）と同一の内容の労働協約が締結されたものとみなすものとする。

3 営業の譲渡等が行われた場合の労働協約の承継等（第十一寿関係）

営業譲渡事業主と労働組合との間で締結されている労働協約に、労働組合法第十六条の基準以外の部分が定められている場合において、その全部又は一部について当該営業譲渡事業主と当該労働組合との間で当該営業譲受事業主に承継させる旨の合意があったときは、当該営業譲受事業主は、

当該営業の譲渡等の時に、当該合意に係る部分を承継するものとする。

に定めるもののほか、営業譲渡事業主と労働組合との間で締結されている労働協約については、当該労働組合の組合員である労働者と当該営業譲渡事業主との間で締結されている労働協約が営業譲受事業主に承継されるときは、当該営業の譲渡等の時に、当該営業譲受事業主と当該労働組合との間で当該労働協約（の合意に係る部分を除く。）と同一の内容の労働協約が締結されたものとみなすものとする。

四 労働組合等との事前協議（第十二条関係）

事業主は、企業組織の再編を行おうとするときは、あらかじめ、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、当該労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者と、労働条件その他労働者の保護に関し必要な事項について協議しなければならないものとする。

第四 指針等（第三章及び第四章関係）

一 労働大臣は、労働契約及び労働協約の承継、労働条件の不利益変更の制限等に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定め、これを公表するものとする。

二 事業主のこの法律の周知義務、労働基準監督官等の所掌事務、罰則等を定めるものとする。

第五 その他

一 施行期日（附則第一条関係）

この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとする。ただし、厚生労働省設置法等の一部改正については、公布の日から施行するものとする。

二 その他所要の規定の整備を行うものとする。